

凍結防止剤(塩化ナトリウム)散布に関する案内

凍結防止剤の配布を希望する自治会等に対し、降雪前の公道へ散布することを条件にお渡ししております。(個人には配布しておりません。) 手続き方法等については、各区役所道路公園センターへお問い合わせください。なお、市職員による雪害対策活動の支障となる恐れがある場合、配布を中止いたしますので御了承下さい。

1. 凍結防止剤とは

凍結防止剤とは、積雪や雨等で濡れた路面が気温の低下により凍結することを防ぐものです。その仕組みは凍結防止剤が水に溶けて、水が凍る温度（凝固点）を下げることで、路面が凍りづらくなり、スリップ事故等の防止に効果を発揮します。

2. 使うタイミング

雪の降り始めや積雪前に散布することにより、雪の路面への着雪防止・路面の凍結防止に効果があります。また、積雪後や路面の凍結箇所を使用すると、雪や凍った路面の融解を早める効果がありますが、雪の降り始めや積雪前に散布することが路面凍結の防止に対して最も高い効果があります。

3. 使い方

1 平方メートルあたり 20 g ~30g 程度を散布します。散布する量は成人男性の一握りの量くらいを目安として、これより極端に少ない量だと効果が弱まります。

ただし、凍結防止剤は、車道や歩道といった路面に散布するようにお願いします。また、散布量が多いと、スリップ被害や環境への悪影響の恐れがあります。

4. 散布後の報告について

配布を受けた自治会等は、散布が完了しましたら、「凍結防止剤散布報告書」に必要事項記入の上、散布が確認できる写真と併せて凍結防止剤の配布を受けた道路公園センター宛てに、提出して下さい。(メール、窓口、郵送どれでも可)

また余った凍結防止剤については、次回の降雪時に備えて適切に保管をお願いします。報告書の提出がない場合、次回配布をお断りする場合があります。

5. 注意事項

- (1) 凍結防止剤の散布時はゴム手袋等を装着し、直接手で触れることは避けて下さい。もしも直接触れてしまった場合は、手荒れ等の原因となりますので、すぐに水で洗い流して下さい。
- (2) 凍結防止剤には塩分が含まれているため、道路構造物（特に金属製の橋、歩道橋やガードレール等の柵等）や車両に付着すると腐食の原因となります。また、植物に付着したり、土に塩分が残ると植物が枯れてしまう可能性もありますので十分に注意をして下さい。
- (3) 凍結防止剤は公道へ散布を条件に配布しており、私有地（駐車場等）や私道には散布しないでください。公道以外に散布した場合は、今後配布いたしません。
- (4) 凍結防止剤は、屋内の湿気が籠らない箇所で保管して下さい。